

テスター規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人日本プロテニス協会が認定する JPTA テスターに関する事項を定める。

(基準)

- 第2条 公益社団法人日本プロテニス協会認定プロフェッショナル 1 の資格を有する会員であること。
2. 米国プロテニス協会認定エリートプロフェッショナルの資格を有する正会員であること。
 3. JPTA テスター業務に関心があり、熱心で真面目な会員で、且つ業務に責任を持って参加できる時間を有していること。
 4. 新テスターとなるための講習会、及びテストにテスター補(第3条第3項参照)として参加する時の年齢は、30歳以上45歳以下とする。
 5. テスターは満65歳にて定年とする。

(テスター資格認定)

- 第3条 テスター資格取得希望者は、第2条の条件を満たす会員であると同時に、資格認定・研修事業部のプロテスト委員会の委員長又は副委員長、もしくは資格認定講習委員会の委員長又は副委員長と、その他に現テスター1名の推薦を受けてテスター資格取得申請書を資格認定・研修事業部に提出する。(合計2名のテスター推薦が必要)
2. テスター資格取得希望者は資格認定講習会の講師補として、2回以上資格認定講習会に参加する事により、テスター候補となる。(参加は自己負担)
 3. テスター候補はプロテストにテスター補として2回以上参加し、採点の経験を積む。(参加は自己負担)
 4. 上記条件を満たしたテスター候補のテスター認定の最終判定は資格認定・研修事業部にて、資格認定講習委員会委員長及びプロテスト委員会委員長が参加の上行う。但し両委員長のいずれかが出席できない場合は、両委員長が認めたテスターに代理を依頼することが出来ることとする。
 5. テスター補及び講師補としての日当は発生しない。

(テスター業務)

- 第4条 テスターの業務を以下の通り定める。

- (1) 資格認定講習会の講師
- (2) JPTA プロテストに関する業務
- (3) テスターミーティングへの参加
- (4) 業務中はテスターワッペン付きオフィシャルウェアを必ず着用すること

(申請)

第5条 JPTA テスターを希望する会員は所定の用紙に記入し資格認定・研修事業部へ申請する。

(トレーニング)

第6条 申請を受理された会員は第3条の業務においてテスター候補としてトレーニングを行い、テスターテストを受けなければならない。

(合格基準)

第7条 3回目以降参加のテストに於いて、テスト委員長及び副委員長との採点誤差が5点未満を合格とする。

(任命)

第8条 テスターの任命は資格認定・研修事業部で決定し、理事会の承認を得た後、文書で通知される。

2. テスターは満65歳の誕生日をもって、ゴールドテスターの称号を与える。但しテスト等の実務は行わないが、資格認定講習委員会またはプロテスト委員会が認めた者はこの限りではない。

(解任)

第9条 本人の都合により JPTA テスターとして業務遂行不可能な場合は資格認定・研修事業部が決定し、理事会の承認を得た後、文書で通知される。

2. JPTA テスターとして何らかの問題を生じた場合は資格認定・研修事業部で決定し理事会へ報告、承認を得た後、解任することができる。

(その他)

第10条 JPTA テスターの日当は当協会規程で定められたものを支給する。

2. JPTA テスターはその称号を名刺及び印刷物の肩書きとして使用できる。
3. JPTA テスターワッペン2枚は JPTA より支給するものとし、それ以外は自己負担にて購入するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行われる。

附 則

この規程は平成9年7月25日より施行する。

一部改定 平成12年4月1日
平成17年4月1日
平成17年6月23日
平成23年11月29日
平成24年9月27日
平成28年5月20日

第9条削除、以下条文繰り上げ

平成28年6月17日

第2条第2項 「プロフェッショナル1」を「エリートプロフェッショナル」に改定

平成30年6月13日

第2条第2項 「会員」を「正会員」に改定

第2条第5項を追加

第4条第4項を追加

第8条第2項を追加

第10条第3項を追加

令和4年10月19日

第3条4項 「但し両委員長のいずれかが出席できない場合、両委員長が認めたテスターに代理を依頼することが出来ることとする。」を追加